

3吹水工第135号
令和3年6月1日
(2021年)

吹田市指定給水装置工事事業者 各位

吹田市水道事業管理者
前田 聡
(公印省略)

吹田市指定給水装置工事事業者の指定の更新手続きについて（ご案内）

日頃から、本市水道事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和元年(2019年)10月1日に指定の更新制が導入され、平成11年(1999年)4月1日から平成15年(2003年)3月31日までに指定を受けた事業者の指定の有効期間は、令和3年(2021年)9月29日までとなっております。

貴事業者はこれに該当するため、指定の更新手続きのご案内を送付します。

本市の更新手続きは、指定の有効期間が満了する日の3か月前から行いますので、令和3年(2021年)6月29日(火)から9月28日(火)までとなっております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請書類は郵送等で受付します。郵送料等の費用は、貴事業者のご負担になり、また、郵送中の事故等による不達の可能性もありますので、申請書類を追跡できる方法での郵送等をお勧めします。(レターパックなど)

更新受付期間中に届くように、別添「吹田市指定給水装置工事事業者の指定の更新申請について」の提出書類を吹田市水道部工務室給水相談グループ(〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号)までご送付ください。

提出書類に不備がなく更新手続きの事務処理に入りましたら、更新手数料6,000円の納入通知書を送付しますので、吹田市水道部収納取扱金融機関の窓口にてお支払いください。

収納確認後、指定の有効期間を令和8年9月29日までとする旨を記載した「吹田市指定給水装置工事事業者証」を郵送します。

それが届き次第、事業者証に同封の「指定給水装置工事事業者証受領書」に氏名などを記入いただき、従前の事業者証とともにご返送いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、貴事業者の役員などに変更があったことが判明した場合、変更手続き後でなければ、更新の手続きは行えないのでご注意ください。

(問い合わせ先)

吹田市水道部工務室給水相談グループ

担当 古井(ふるい)

〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

電話: 06-6384-1258 Fax: 06-6384-1837

Mail: w-koumu@city.suita.osaka.jp